

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイニューズレター 2020 年 4 月

新型コロナウィルスに対する救済措置(2nd)

お客様各位

先週配信した「新型コロナウィルスに対する救済措置 (Click to Link)」に加え、タイ政府より新たな救済措置が公表されました。追加の救済措置の概要は、以下の通りです。

1. 源泉税率の軽減措置

源泉税の軽減措置について、3月27日付で財務省が「Ministerial Regulation No. 361」を公布しました。前回の Newsletter で概略をお伝えしましたが、タイ国内にて下表に掲げる所得の支払を行う場合、通常3%の源泉徴収を行う べきところ、2020年4月1日から2020年9月30日までの期間については1.5%、2020年10月1日から2021年12月31日までの期間については、源泉税の申告・納税をオンライン("e-Withholding Tax system")で行う場合に 限り、2%に引き下げられます(オンラインでない場合は通常どおり3%)。なお、当該源泉税の軽減は、慈善団体への支払には適用されません。

所得の種類	所得の受領 者 (支払相手 先)	源泉税率 (原則)	2020 年 4 月 1 日 ~9 月 30 日の間 に支払を行う場 合の軽減税率	2020 年 10 月 1 日~ 2021 年 12 月 31 日の 間に支払を行う場合の 軽減税率 (オンラインに限る)
歳入法第 40 条(2)の所得 人的役務の提供による所得 (例: サービスフィー・コミッション) 歳入法第 40 条(3)の所得 知的財産権等から生じる所得 (例: ロイヤリティー)	法人又は法 人格を有す るパートナ ーシップ	3%	1.5%	2%
歳入法第 40 条(6)の所得 専門家報酬所得 (例: 弁護士報酬・監査報酬) 歳入法第 40 条(7)の所得 請負人が主要機器等を供給する請負所得 (例: ターン・キー契約の請負報酬)	法人、法人 格を有する パートナー シップ又は 個人			

歳入法第 40 条(8)の所得	法人、法人	3%	1.5%	2%
その他の事業所得	格を有する			
(請負報酬、賞金、販促による割引等を	パートナー			
含み、ホテルやレストランに支払うフィ	シップ又は			
ーや生命保険料は含まない)	個人			

2020 年 10 月 1 日~2021 年 12 月 31 日の期間において、2%の軽減税率が適用されるためのオンライン申告・納税 ("e-Withholding Tax system") とは、金融機関等が行う支払代行サービスにおいて、金融機関等が会社の代理人と して源泉徴収を行い、会社に代わって源泉税をオンラインで歳入局に納付する制度をいいますが、この制度に関する法律は まだ施行されていません。

なお、オンラインか否かに関わらず、2020 年 4 月 1 月~9 月 30 日の期間中に上記の報酬の支払を行う場合には、1.5% の軽減税率が適用されます(3 月以前の請求書に基づく支払であっても、支払が 4 月以降であれば 1.5%の軽減税率が 適用されます)。これにより、所得(報酬)の受領者にとってはキャッシュフローの負担が軽減されることになります。

2. 非上場会社の法人税の確定申告書 (PND.50) の提出・納付期限の延長

法人税の確定申告書 (PND.50) の提出・納付期限は、期末日から 150 日以内とされていますが、2020 年 4 月 1 日から 8 月 30 日までの期間中に提出・納付期限を迎える非上場会社については、その提出・納付期限が一律 8 月 31 日まで延長されることになりました。これに伴い、法人税の免税恩典の使用を BOI に申請する期限も一律 7 月 31 日まで、もしくは法人税の確定申告書の提出期限から 30 日前までに延長されることになりました。年間売上が 2 億パーツ以上の法人に要求される「Transfer Pricing Disclosure Form」 (法人税の確定申告書に添付) の提出期限も一律 8 月 31 日まで延長されます。

これにより、2019 年 12 月決算の非上場会社の法人税の確定申告書の提出・納付期限は、3 ヶ月間延長される形となりましたが、2020 年 3 月決算の非上場会社には、実質的に延長が認められていません。これについては、今後の状況に応じて、別途特別な措置が公表されるものと考えられます。タイ証券市場に上場している上場会社には、決算期に関わらず、法人税の確定申告書(PND.50)の提出・納付期限の延長は認められていません。

3. 非上場会社の法人税の中間申告書 (PND.51) の提出・納付期限の延長

法人税の中間申告書(PND.51)の提出・納付期限は、半年経過後2ヶ月以内とされていますが、2020年7月1日から9月29日までの期間中に提出・納付期限を迎える非上場会社については、その提出・納付期限が一律9月30日まで延長されることになりました。

これにより、2020年12月決算の非上場会社の法人税の中間申告書の提出・納付期限は、1ヶ月間延長される形となりましたが、2021年3月決算の非上場会社には延長が認められていません。これについても、今後の状況に応じて、別途特別な措置が公表されるものと考えられます。タイ証券市場に上場している上場会社には、決算期に関わらず、法人税の中間申告書(PND.51)の提出・納付期限の延長は認められていません。

4. 個人所得税の確定申告書 (PND.90, 91) の提出・納付期限の追加延長

個人所得税の確定申告書 (PND.90, 91) の提出・納付期限は、翌年の3月31日とされています。2019年分の確定申告書の提出・納付期限は、すでに2020年6月30日までの延長が認められていましたが、個人の負担を軽減するために更に2ヶ月延長され、8月31日までとなりました。

5. 社会保険料の申告書の提出・納付期限の延長

社会保険料の申告書の提出・納付期限は、翌月の 29 日までとされていますが、2020 年 3 月~5 月分の申告書の提出・納付期限について、以下の通り延長されました。

• 2020年3月分: 2020年7月15日まで

• 2020年4月分: 2020年8月15日まで

• 2020年5月分: 2020年9月15日まで

また、2020 年 3 月から 8 月までの期間、雇用主と従業員(被保険者)による社会保険料の拠出負担割合が、すでに 5%から 4%に引き下げられましたが、2020 年 3 月~5 月分について、更に従業員による社会保険料の拠出負担割合が 4%から 1%に引き下げられました。この結果、雇用主と従業員による社会保険料の拠出負担割合は、以下の通りとなります。

● 2020年3月~5月分: 雇用主4%、従業員1%

● 2020年6月~8月分: 雇用主4%、従業員4%

2020年9月以降分: 雇用主5%、従業員5%(通常通り)

6. 非上場会社の株主総会及び財務諸表の提出

民商法では期末日から4カ月以内に定時株主総会を開催し、財務諸表の承認を行うことを要求しています。新型コロナウィルスの感染拡大を要因として定時株主総会の開催を遅延する場合には、遅延理由を記載した書面を直近の株主リストとともに、配達記録付郵送又はオンラインにて商務省事業開発局へ提出する必要があります。なお、その書面の標準フォームは、以下の商務省のウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.dbd.go.th/download/regis_file/covid19/dbdregist_exam_COVID19.pdf

また、定時株主総会にて承認を受けた財務諸表は、その定時株主総会の日から 1 ヶ月以内に商務省事業開発局へ提出しなければなりませんが、上記により定時株主総会の開催が遅延した会社については、財務諸表の提出期限も、その遅延して開催した定時株主総会の日から 1 ヶ月以内とされます。

KPMG のコメント

今後の状況次第で、更なる特別措置が公表されると考えられます。アップデートがありましたら、再度ニュースレターとしてお知らせいたします。本件に関して質問等ございましたら、以下の担当者まで個別にご連絡ください。

KPMG 税務·法務担当者

柴田 智以 ディレクター E: tshibata1@kpmg.co.th 伊藤 進 アソシエイトディレクター E: sito1@kpmg.co.th

KPMG 会計·監査担当者

宮田 一宏 ディレクター

E: kazuhiro@kpmg.co.th

中島 悠史 アソシエイト・ディレクター E: ynakajima@kpmg.co.th

過去のニューズレター一覧

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先

gip-marketing@kpmg.co.th



Privacy | Legal

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

